

スポーツ仲裁規則第3次改正について

日本スポーツ仲裁機構

1 修正の目的

「スポーツ調停規則案」が提出されるに伴うすべての規則の用語の統一。誤字の訂正と、脱字修正。

緊急仲裁手続の手続保障の強化。

仲裁申立料金に関する規定の追加。

2 . 改正箇所およびその条文案

以下、改正部分を赤字にて、改正規則案を現行規則と対照させる形で記載し、修正の目的() を記載します。

【目的】 【改正規則案】

スポーツ仲裁規則等全般

スポーツ仲裁規則等全般
「及び」、「又は」に統一

第15条1項、第48条
「申立」(名詞)「申立て」(動詞)の記述統一

【現行規則】

「および」、「または」が混在

「申立」(名詞)と「申立て」(動詞)の使用が混在

スポーツ仲裁規則

第14条1項
この規則に基づき紛争~~の~~仲裁申立てをしようとする競技者等は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。

この規則に基づき紛争~~を~~仲裁~~を~~申立てをしようとする競技者等は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。

<脱語>

第35条4項
スポーツ仲裁パネルは、第1項~~及び~~
~~第2項~~の同意がある場合であっても、手続参加が仲裁手続を遅延させると認めるときその他相当の理由があるときは、手続参加を許さないことができる。

スポーツ仲裁パネルは、第1項の同意がある場合であっても、手続参加が仲裁手続を遅延させると認めるときその他相当の理由があるときは、手続参加を許さないことができる。

第44条2項
<「全部又は一部」：第44条3項に統一>

スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の主文において、日本スポーツ仲裁機構

スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の主文において、日本スポーツ仲裁機構が

がその仲裁手続のために負担した手続費用及び日本スポーツ仲裁機構が仲裁人に支払うべき仲裁人報償金について、その全部又は一部を被申立人が負担すべきであると判断する場合には、被申立人がそれを日本スポーツ仲裁機構に支払うべき旨の命令を記載しなければならない。この判断については理由の記載は要しない。

その仲裁手続のために負担した手続費用および日本スポーツ仲裁機構が仲裁人に支払うべき仲裁人報償金について、その一部または全部を被申立人が負担すべきであると判断する場合には、被申立人がそれを日本スポーツ仲裁機構に支払うべき旨の命令を記載しなければならない。この判断については理由の記載は要しない。

第50条3項

緊急仲裁手続においては、第21条の規定にかかわらず、原則として仲裁人は1名とし、日本スポーツ仲裁機構がこれを選任する。ただし、日本スポーツ仲裁機構が、特段の事情があると認めるときは、仲裁人を3名とし、必要に応じて当事者の意見を参考にしつつ、その3名を選任することができる。

緊急仲裁手続においては、第21条の規定にかかわらず、仲裁人は1名とし、日本スポーツ仲裁機構がこれを選任する。

スポーツ仲裁仲裁申立料金規程

第4条 (取り下げ)

申立人が、第18条1項により仲裁申立てを取り下げた場合において、まだ仲裁人が一人も選任されていないときは、日本スポーツ仲裁機構は、申立人に申立料金の全額を返還する。

<追加>

スポーツ仲裁人報償金規程全般

第1条 (目的)

この規程は、スポーツ…

1 この規程は、スポーツ…

第2条 (仲裁人報償金)

仲裁人報償金は、原則…

2 仲裁人報償金は、原則…

第3条 (仲裁手続必要費用)

日本スポーツ仲裁機構…

3 日本スポーツ仲裁機構…

3. 施行期日

本改正規則の施行は、2006年5月8日からとなります。

以上